

寒河江市教育委員会訓令第2号

寒河江市文化センター事務分掌規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月23日

寒河江教育委員会教育長 佐藤志津男

寒河江市文化センター事務分掌規程の一部を改正する訓令

寒河江市文化センター事務分掌規程（平成23年教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 芸術文化の振興に関する事。
- (2) 市民文化会館の自主事業に関する事。
- (3) 勤労青少年ホームに関する事。
- (4) 寒河江市美術館の運営等に関する事。
- (5) 総合受付事務に関する事。
- (6) 公印の管理に関する事。
- (7) 施設、設備の維持管理及び備品の保管管理に関する事。
- (8) 施設、備品の貸出し及び使用料収納に関する事。
- (9) 文化センターの庶務に関する事。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。